

# 第17期 第24回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年7月26日(火) 午後2時00分～午後2時38分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員 ( 5 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 3 名)

4番 當間 康由 委員 6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 3番 金城 敏満 委員

7 付議すべき案件

報告第 144 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 145 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 146 号 現況証明願について

報告第 147 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 148 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 72 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 73 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 74 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 75 号	非農地証明願について
協議第 22 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

## 8. 会議の内容

- 議長 ただいまより第 17 期の豊見城市農業委員会第 24 回の総会を開会いたします。
- (午後 2 時 00 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日 1 日限りといたします。  
本日の出席委員は 8 名中 5 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数には達しておりますので、総会は成立します。  
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 2 番委員の上原啓一委員と第 3 番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び上江洲主査をお願いいたします。  
では、これより報告案件に入ります。初めに、報告第 144 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。  
報告第 144 号「農地転用後利用状況の報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 144 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
では次に、報告第 145 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 4 ページをお開きください。  
報告第 145 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 では報告第 145 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
次に、報告第 146 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、議案書の 6、7 ページをお開きください。 報告第 146 号「現況証明願について」、9 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 146 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 147 号について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 9 ページをお開きください。 報告第 147 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>報告第 147 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 では次に、報告第 148 号について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 11 ページをお開きください。 報告第 148 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 148 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 では次に、議案審議に入ります。議案第 72 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 72 号について説明いたします。議案書の 13 ページをお開きください。 議案第 72 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請がございました。</p>

整理番号 1 番につきまして、議案書の 15 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 258 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 2 番につきまして議案書の 17 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 258 番 8 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 3 番につきまして議案書の 19 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 258 番 6 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、比嘉委員から報告をお願いします。

比嘉推進委員

それでは、令和 4 年 7 月 12 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

では事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案 72 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番から 3 番については関連事案ですので、一括して審議します。

では整理番号 1 番、2 番及び 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では整理番号 1 番、2 番及び 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番、2 番及び 3 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 73 号について審議します。事務局より現場調査の報告と合わせて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 21 ページをお開きください。

議案第 73 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、26 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 321 番 2。転用目的は貸駐車場及び資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。議案第 73 号について、説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 73 号は 1 件ずつ審議します。

では整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてからお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では、これより採決します。整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

事務局

次に、議案第 74 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

それでは、議案書の 28、29 ページをお開きください。

議案第 74 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、10 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、34 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 27 番 5。転用目的は分家住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして 38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 27 番 4。転用目的は整理番号 1 番の住宅建築に係る進入路となっています。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして 45 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字渡橋名 106 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして 51 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 340 番 4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして 56 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字伊良波 416 番 1。転用目的は資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして 61 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 27 番 7。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 7 番につきまして 66 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 342 番。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 8 番につきまして 72 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 300 番 4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法

第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号9番につきまして77ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根166番3。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号10番につきまして83ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字上田327番1。転用目的は学習塾。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号1番の申請地は瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号2番の申請地は瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現場は既に進入路として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については現在の利用状況から特に問題ないと考えられます。

整理番号3番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつおおむね500m以内に2以上の公共施設（ここでいう座安幼稚園、座安小学校です）が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号4番の申請地は与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が40%を超える農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号5番の申請地は、伊良波地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号6番の申請地は瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現場は既に資材置場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については現在の利用状況から特に問題ないと考えられます。

整理番号 7 番の申請地は長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり方が 10 ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 8 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつおおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいう長嶺幼稚園、長嶺小学校です）が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 9 番の申請地は与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 10 番の申請地は伊良波地区の住宅地域に近接し、農地の広がり方が 10 ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 74 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 74 号は 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてからお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 9 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 9 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 9 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
最後、整理番号 10 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
では質疑なしと認めます。これより採決します。  
整理番号 10 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 10 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
では次に、議案第 75 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 85 ページをお開きください。  
議案第 75 号「非農地証明願いについて」、去った 7 月 20 日に比嘉強委員、瀬長輝男委員、赤嶺班長、上江例主査の 4 名で現場を調査し、協議を行っております。  
初めに、整理番号 1 番の調査状況について、瀬長輝男委員のほうからご説明よろしくをお願いいたします。

8 番委員 それでは、整理番号 1 番について説明します。議案書 89 ページをお開きください。願い出のあった土地は豊見城市字高嶺 599 番、560 番。面積は合計 1,304 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は事務局の説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「浅い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「山林内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。  
調査員の意見としまして「20 年以上前から原野の様相を呈しており、土地の位置、周辺地域の状況から今後も農地への復元・利用は困難であり、適当ではない」と考えます。このことから、願い出地は議案書 90 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。  
議案第 75 号について、説明は以上です。

議長 瀬長輝男委員、調査状況の説明ありがとうございました。  
議案第 75 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから  
質疑をお願いいたします。  
では質疑なしと認めます。これより採決します。  
議案第 75 号について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、  
非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 75 号については瀬長輝男委員の説明のと  
おりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。  
次に協議第 22 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の議案書の 91 ページをお開きください。  
協議第 22 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」、みだしの  
件について、令和 4 年 7 月 21 日付、豊経建農第 317 号で、豊見城市長より別  
紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の  
意見を求めるものでございます。  
ページをめくりまして 92 ページですね。こちらのほうが豊見城市長より豊見  
城市農業委員会会長宛ての意見決定についての照会の文書となっております。  
それで引き続き 93 ページのほうに農用地利用集積計画（案）ということ  
で載っておりますので、こちらのほうは主管課であります農林水産課のほう  
から説明がございましたのでよろしくお願いたします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班の大城です。よろしくお願いたします。今回、基  
盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので説明したいと思えます。  
資料の 93 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっ  
ております。利用権を設定する農地の地番は渡嘉敷 493 番 1、404 m<sup>2</sup>。設定する  
利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 1 年となっております。借地につ  
いては、年額 12 万円を毎年 7 月末までに口座振込することとなっております。  
説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。では協議第 22 号について説明が終わりました。  
協議第 22 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから  
質疑をお願いいたします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 22 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答すること  
にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 22 号については、豊見城市長に対して「適  
正である」と回答することに決定しました。ありがとうございました。  
では以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の  
皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただ  
き、ありがとうございました。  
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 4 年 7 月 26 日 (火)  
午後 2 時 38 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 登子 

2 番委員

上原 啓一 

3 番委員

岡城 敏明 